

令和7年1月7日	開 会
令和7年1月7日	閉 会
令和7年1月	臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和7年第1回(1月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

[illegible]

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号（ 1月7日 ）

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
委員長報告・弁明・討論・採決(議員の資格決定の件)	4
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(承認第1号)	13
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(承認第2号)	15
議案上程・提案理由説明(議案第1号～第2号)	16
議案質疑(議案第1号～第2号)	18
討論・採決(議案第1号～第2号)	18
議案上程・提案理由説明・討論・採決(発議第1号)	19
議案上程・提案理由説明・討論・採決(発議第2号)	29
議員派遣の件	44
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	44
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件	44
閉 会	45

川南町告示第200号

令和7年第1回(1月) 川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年12月24日

川南町長 宮崎 吉敏

- 1 期日 令和7年1月7日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	乙 津 弘 子	議員	2番	内 藤 逸 子	議員
3番	蓑 原 敏 朗	議員	4番	田 中 宏 政	議員
5番	河 野 禎 明	議員	6番	児 玉 助 壽	議員
7番	中 村 昭 人	議員	8番	米 田 正 直	議員
9番	中 瀬 修	議員	10番	小 嶋 貴 子	議員
11番	三 原 明 美	議員	12番	徳 弘 美 津 子	議員
13番	河 野 浩 一	議員			

○ 不応招議員(なし)

令和7年第1回(11月)川南町議会臨時会会議録

令和7年1月7日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和7年1月7日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について(蓑原 敏朗・田中 宏政) |
| 日程第4 | 中瀬修議員の資格決定の件 |
| 日程第5 | 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第6 | 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第7 | 議案第1号 令和6年度川南町一般会計補正予算(第14号) |
| 日程第8 | 議案第2号 令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 発議第1号 川南町議会の解散に関する決議 |
| 日程第10 | 発議第2号 川南町議会解散請求に関する弁明書 |
| 日程第11 | 議員派遣の件について |
| 日程第12 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について |
| 日程第13 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について |

出席議員(13名)

1番 乙 津 弘 子 議員	2番 内 藤 逸 子 議員
3番 蓑 原 敏 朗 議員	4番 田 中 宏 政 議員
5番 河 野 禎 明 議員	6番 児 玉 助 壽 議員
7番 中 村 昭 人 議員	8番 米 田 正 直 議員
9番 中 瀬 修 議員	10番 小 嶋 貴 子 議員
11番 三 原 明 美 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 河 野 浩 一 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 谷 講平 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	
教育長	平 野 博 康 君	会計管理者・ 会計課長	山 本 博 君
総務課長	小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長補佐	上 田 美 由 紀 君
町民健康課長	渡 邊 寿 美 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	新 倉 好 雄 君	建設課長補佐	岸 本 優 樹 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時01分開会

○議長（河野 浩一議員） おはようございます。

ただいまから令和7年第1回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び9条の規定により、議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明することはできません。

また、写真動画撮影、録音はできませんのでよろしくお願いします。

日程第1「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月現金出納検査の結果についての報告は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本議会の会期は本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって会期は本日1日間にすることに決定しました。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、蓑原敏朗議員及び田中宏政議員を指名します。

日程第4「中瀬修議員の資格決定の件」を議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、中瀬修議員の退場を求めます。

本件について、委員長の報告を求めます。

○資格審査特別委員長（内藤 逸子議員） 資格審査特別委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託されました中瀬修議員の資格の有無について、審査の結果を報告いたします。

資格の決定を求めた議員田中宏政議員、資格の決定を求められた議員中瀬修議員、中瀬

修議員の議員資格の有無について、次のように決定する。

1、決定 地方自治法第92条の2の規定に該当せず、議員資格を有する。

2、理由を述べます。

1、資格審査特別委員会の設置を令和6年9月20日に田中宏政議員より中瀬修議員に対する資格決定要求書が提出されましたので内容は、中瀬修議員は本町の介護予防事業元気アップ事業の委託先であるStudio楽癒風、株式会社サン・フューチャー・クリエイトの取締役として、本町と契約上令和5年10月1日まで勤めており、令和5年10月2日から中瀬議員の配偶者が代表者となっているが、中瀬修議員が実質的経営者として深く経営に関与し、影響力を維持している。また、令和5年度の元気アップ事業費の売り上げが376万円であるとして、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に該当するかどうか、資格審査を要求するものであった。

なお、この要求書の提出をもって9月25日の町議会本会議において内藤逸子議員、河野禎明議員、乙津弘子議員、蓑原敏朗議員、児玉助壽議員、中村昭人議員、米田正直議員、小嶋貴子議員、三原明美議員、徳弘美津子議員の議員10人で構成する資格審査特別委員会が設置され、資格決定の特別委員会が設けられまして付託されました審査事項は地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に該当するか否かの審査を行いました。

調査、審査内容について報告します。

中瀬修議員が町の介護予防事業「元気アップ事業」の委託先であるStudio楽癒風の代表者として、また、配偶者が代表取締役である株式会社サン・フューチャー・クリエイトの社員として業務に携わっている状況から、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に該当するかどうか、資格審査を実施するものです。

2番目、町とStudio楽癒風、株式会社サン・フューチャー・クリエイトStudio楽癒風の取引が法でいう「請負」に当たるか。

規制の対象となる「請負」の定義は「業として行う工事の完成若しくはその他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で、当該普通地方公共団体が対価の支払いをすべきもの」である。Studio楽癒風及び株式会社サン・フューチャー・クリエイトStudio楽癒風との取引はこれに該当する。

3、調査すべき取引の期間

中瀬修議員は平成28年4月1日に株式会社サン・フューチャー・クリエイト代表取締役として就任し、令和3年6月30日に退任している。退任登記は令和5年8月2日である。中瀬修議員の議員就任期間は令和5年5月1日から今現在である。したがって、調査すべき取引の期間は令和5年5月1日以降となり、町との取引金額の算定にあたっても、令和5年5月1日以降とした。

4、取引の形態について

法第92条の2（議員の兼業禁止）の条文は次のとおりである。

「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」

地方自治法に規定されている議員の兼業禁止の態様は二つであります。

第1は、当該団体に対する個人請負の禁止（請負の対価の総額が300万円を超える場合）

第2は、当該団体に対し請負をすることが主たる業務である法人の役員となることの禁止。

したがって、当委員会では、元気アップ事業の契約において、中瀬修議員が町議会議員に就任して以降、法第92条の2（議員の兼業禁止）に規定されている「当該団体に対する個人請負の禁止（請負の対価の総額が300万円を超える場合）」及び「当該団体に対し請負をすることが主たる業務である法人の役員となることの禁止」に該当するかどうかを調査することとしました。

審査経過

当特別委員会では、令和6年9月25日から令和6年12月23日までに5回の特別委員会を開催しました。

特別委員会は、町との委託契約の期間、契約者、町が支払った事業費について、令和5年度の元気アップ事業業務委託契約の契約期間は、当初契約では令和5年4月1日から令和6年3月31日までは、町とS t u d i o 楽癒風代表中瀬修であること。契約変更後、令和5年10月2日から令和6年3月31日までは、町と株式会社サン・フューチャー・クリエイト S t u d i o 楽癒風代表中瀬明子との契約であることを確認しました。

また、中瀬修議員に履歴事項全部証明書（登記簿）の提出を要求し、株式会社サン・フューチャー・クリエイトの代表者については、中瀬修議員が令和3年6月30日付で取締役を退任し、令和5年8月1日付で配偶者である中瀬明子氏が就任していることを確認しました。

委託契約期間に町から支払われた金額について、令和5年度川南町歳出予算整理簿を確認したところ、介護保険福祉事業元気アップ事業委託料として、令和5年4月分から令和5年9月分の164万6000円がS t u d i o 楽癒風代表者中瀬修氏へ支払われており、令和5年10月分から令和6年3月分の215万9000円が株式会社サン・フューチャー・クリエイトに支払われていることを確認しました。

法第92条の2は、当該団体に対して請負をすることが主たる業務である法人の役員若しくはこれらに準ずべき者とすることを禁止している。中瀬修議員は、妻が令和5年8月1日、株式会社サン・フューチャー・クリエイトの代表取締役に就任して以降、社員として元気アップ事業に従事していることについて、法第92条の2の「これらに準ずべき者」に当たるかどうかを、行政実例、実務実例を参考としました。

行政実例1、議員の妻が代表取締役になっている会社との清掃業務の委託について、議員が会社の取締役等の役職に就いていない限り兼業禁止に該当しない。

2、議員自身は、会社の何ら役員でもなく、その子が取締役社長の名義を有しているが、会社の実権はすべて父である議員にあり、取締役としての業務を行っているこの場合、法第92条の2の規定は適用されない。このような行為をする者に対しては、住民が監視批判をしていく以外にない。

3、「これらに準ずべき者」とは法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役と同等程度の執行力と責任とを当該法人に対して有する者の意であって、「これらに準ずべき者」に該当するかどうかはその会社における実態に即して判断されるべきである。

また、中瀬修議員が一社員であるかどうかの判断について、勤務実態を確認する必要があるとして、中瀬修議員から労働条件通知書と賃金台帳を提出してもらい、株式会社サン・フューチャー・クリエイトの社員として雇用の事実と給与が支給されていることを確認しました。

結論、以上の審査結果を踏まえ、委員会として意見を集約しました。

今回の事案は、地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）の「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、請負をする者及びその支配人又は主として同一行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」に該当しないとしました。

中瀬修議員がS t u d i o楽癒風の個人事業主であった令和5年4月から9月までに支払われた元気アップ事業委託料の総額は300万円を超えていないため、法第92条の2の前段の規定に抵触しないとしました。

当該団体に対し請負をすることが主たる業務である法人の役員若しくはこれらに準ずべき者となることの禁止については、法人の役員ではなく「これらに準ずべき者に当たらない」とする意見と、役員に準ずるかどうかの判断は極めて難しく「これらに準ずべき者に当たらないとは言えない」とした意見もありました。

「当たらないとは言えない」とした委員は、中瀬修議員が配偶者への代表取締役の移譲が、形式上は本人が町と請負関係に立っていないなくても、実質上それと全く変わらないものと考えられ、議員として倫理観に欠ける行為であり、「これに準ずべき者」に当たらないとは言えないとした。

「当たらない」とする意見は、令和3年6月30日に株式会社サン・フューチャー・クリエイト代表取締役を退任登記しているため、法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役には当たらない。また、「これらに準ずべき者」に該当するかどうかについて、行政実例及び実務実例並びに雇用契約等の証拠書類を確認し、該当しないとした。

契約書の名義を妻に変更したことによる請負関係については、「法第92条の2はあくま

で本人が請負関係に立つことを禁じているのであって、本人以外の配偶者や子弟がそのような関係を当該普通公共団体との間に有していても、これについては別段禁止していないことから、該当しない」ただその場合であっても、「本人が当該業務について実質的な支配力を及ぼし、妻は全くの名目にすぎないものである場合は、形式上は本人が当該地方公共団体と請負関係に立っていないなくても、実質上それと全く変わらないものであり、法92条の2の趣旨からして、極めて脱法的色彩が濃いと考えられるので、極力このような事態を避けるべきものである」と実例回答がある。

中瀬修議員の配偶者、株式会社サン・フューチャー・クリエイト代表取締役である妻は、中瀬修議員の取締役退任後も指導者として元気アップ事業に関する業務に携わっており、「全くの名目に過ぎないもの」には当たらないとした。

以上のことから、行政実例、法の趣旨と照らし合わせ、委員会で協議し、総合的に判断した結果、委員会採決は「地方自治法第92条の2の規定に該当せず、議員資格を有する」と決定しました。

以上、委員会報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、中瀬修議員より、自己の資格について弁明したいとの申し出がありましたので、これを許可します。

中瀬議員の入場を許可します。

○議員（中瀬 修議員） この場をお借りしまして、弁明の機会を与えられたことに改めて感謝申し上げます。

さきの令和6年第3回9月議会定例会において、田中宏政議員より、私の資格決定要求書が提出されました。

今回も弁明の機会を得ましたので、発言させていただきます。

令和6年9月定例議会において、私が弁明でも発言しているとおり、資格決定要求書の内容については事実と異なる部分や、理由について客観的な事実ではなく、田中宏政議員個人の主観的な意見を述べているのみで、真実ではない部分がありました。

再度、なぜ地方自治法第92条の2の規定に該当しないのか理由を述べさせていただきます。

地方自治法第92条の2には、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団

体に対し、請負（なりわいとして行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で、当該普通地方公共団体が対価の支払いをするべきものをいう）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」と定められており、政令で定める額は300万円とされています。

この規定の解釈においては、まず、「又は」の前と後で二つの要件が定められています。

「又は」の前においては、「当該普通地方公共団体に対し、請負する者（各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が300万円を超えない者を除く）及びその支配人」と、「又は」の後においては、「主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人」と、それぞれ兼業禁止の要件が定められており、「又は」の前においては「法人以外」について、「又は」の後については「法人」についてそれぞれ定められております。

簡潔に表現するならば、法人以外の場合については、当該普通地方公共団体に対し、300万円を超えて請負をする者たることができない。法人の場合については、主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないとなります。

裁判例によると、この表現中、「主として同一の行為をする法人」とは、当該法人の業務量の主要部分が当該普通地方公共団体に対する請負で占められている法人とされています。よって、地方自治法第92条の2の兼業禁止の規定には該当しないことを改めて主張いたします。

田中議員に対して申し入れにもなりますが、議会で資格決定要求の発議をする前に、地方自治法を讀解されたり、関連する担当課で聞き取りされたりするだけでも十分理解することが可能であったのではないのでしょうか。

もしかしたら、実は田中議員は地方自治法第92条の2の兼業禁止の規定には該当しないことをお気づきになられていたのではないのでしょうか。実際に私が地方自治法第92条の2の規定に準ずるとする証拠資料が揃えられていないこともその理由とします。

そもそも、先に述べたとおり、地方自治法92条の2の兼業禁止の規定に抵触しないことを理解していながら、真の目的は、ただ私をこの場に立たせ、おとしめようとするのが最大の目的ではなかったのでしょうか。甚だ疑問を強く感じてしまいます。

9月の定例会後に資格審査委員会が設置され、資格決定要求書の内容について審議していただきました。

その結果は、先ほど内藤委員長から報告されたとおり、私が地方自治法92条の2の兼業

禁止の規定に抵触しないと判断されております。

私は今日まで大きな精神的ストレスを感じ、今でもその思いは取れておりません。議場では、通告書にない一般質問で担当課に回答させられないような質問や、事実ではない主観的な意見を述べ、議会運営委員会では裁判という言葉を連呼し、「訴訟を起こす」そういった言葉を面と向かって言われたこと、議会休憩中のトイレでは、極度の不安を感じさせるような発言をされたこと、議会を離れた場所では、町民の方から「800万円を超える補助金を町からもらっているのか」など、理解に苦しむ発言を受けたこと、議会への投書にも批判される内容が多かったことなどが理由です。私以外にも、元気アップ教室に参加されている方に対して、間違った解釈を持った町民の方からの批判的発言が今でも見られているようです。このことも決して許されることではありません。もちろん、元気アップ教室を指導する妻も私の家族も同様に大きなストレスを感じております。

まずは、これまでの発言に対し、議場での謝罪と発言の削除、議会だより等への謝罪と訂正文の掲載を強く求めます。

結びに、この後、議場での採決となりますが、私は地方自治法92条の2の兼業禁止規定には該当しないことを改めて強く述べさせていただくとともに、御理解と理性のある判断を皆様に求めます。

以上、弁明とさせていただきます。

○議長（河野 浩一議員） 以上で弁明は終了しました。

中瀬修議員の退場を求めます。

これから中瀬修議員の資格決定の件について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（中村 昭人議員） 中瀬修議員の資格決定の件について、委員長報告を指示し、資格決定要求に反対の立場で討論を行います。

委員長報告で最も支持しますのは、行政実例、法の趣旨を鑑みた結果、地方自治法第92条の2の規定、その中でも一番の論点となった、これらに準ずべき者には該当せず、資格を有するという部分であります。

このような議員の身分を喪失させる重大な決定においては、客観的に判断して、事実の立証がなされなければなりません。賛成を主張される方からは、そのような行政実例や判例など資格喪失の事実を立証する根拠資料は出されませんでした。

今回の判断は、このような観点から個々の事情を総合的に判断した結果であります。

特別調査委員会が導き出す決定は、事実の立証をもとに、地方自治法第92条の2の規定に該当するかしらないかであり、倫理観で本事案の答えを導き出すのは、法を超えて倫理観で議員の身分を喪失させることにつながり大変危険な行為です。倫理感が法を超えることはあってはなりません。

一方では議員の請負に関して、範囲が明確でないことは理解をするものです。

今後は住民目線、また議員のなり手不足など、地方議会を取り巻く環境など幅広い議論をもって議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保する努力が求められると考えます。

以上で反対討論とします。

皆様の御賛同をお願いをいたします。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（乙津 弘子議員） 賛成の立場で討論します。

私はまずスタートの段階で公募していない元気アップ事業の、それから100歳体操も公募していない、指導者を。まずこの点に非常に疑問を持ちました。

というのは、1人指導を受けると1回で2,000円、月に4回で8,000円、年間9万6000円の指導料が介護保険料から払われます。私はこの介護保険料9万6000円というのは、ごめんなさい、長く関西におったものですから先にお金のことが頭に入ります。この介護保険料は9万6000円は払っている方のちょっと多い目じゃないかと思います。

私は去年から議員収入がありましたんで、介護保険料が10万を超えました。そういう意味で、ちょっとそういうふうに見たらびっくりする値段です。

それと、私はこのスタート時にあまり大きく募集してなかったことで聞きつけていった私の友人が、1回行って、ちょっと自分と合わないなと思ったので行かなくなった。そしたら、やめますというきちんとした申し出を福祉課に、又はジムの方にしてなかったのも、私は気づいたと彼女が言います。私は登録をされていたので、そのまま彼女は1年間2年間行っていないのに、9万6000円が支払われたんじゃないかと、それで非常に反省をして私にごめんなさいって、議員だから、私にごめんなさいと言ったんかもしれないんですけど、そうかそういう人たちもいたんだ。ということでそういう具体的なことで非常に思うことがありました。

それから、このようなことがあるのかなと家人に聞きました。そしたら、いやめったにないでと、というのは、それがあかんかなと思う頃に大体辞職するなり仕事の方を止めるなりするというふうに言いました。

○議長（河野 浩一議員） 乙津さん、賛成か反対かの討論、賛成意見を述べてください。

○議員（乙津 弘子議員） わかりました。

それから長く他の議員が倫理観、倫理観で決められては困ると言いましたが、私、倫理観、道徳、これは法の最低のものなんです。

つまり全員が守らなアカんのが法なんです。

そしたら私達議員13人、ここにいらっしやる職員の方々、公務員全体の奉仕者です。だから、法は守って当たり前、さらに倫理観、道徳、そういうものが要求されるのです。

ここに来てすぐに近くの町の県議が交通違反、スピード違反だったと思いますが、新聞に載りました。私はびっくりしました。でも、そうなんですね、やっぱり議員さんはまずそれが求められるんです。法は守って当たり前、倫理観、道徳、これを大事にして守ってこそ議員なんです。

だから私ははい。こういう意見で賛成の立場でおります。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子議員） 中瀬修議員の資格決定の件について反対の立場で討論します。

概要と結果は委員長報告では、法第92条の2の規定に該当せず、議員の資格を有すると決定され、それに賛同します。

今回の中瀬議員の資格審査を問うような請求は、誰もよしとしません。

昨年の6月定例会の一般質問では、数人の議員が中瀬議員の事業に対する辛辣な質問を続けていました。事実、同僚議員が「6月議会で中瀬くんは大変なことになるよ」と発言しておりました。どれほどの方がこれらの質問に心を痛めてきたのか。

8月の町長選挙で、宮崎町長の対立候補の支援の方がいわゆる選挙活動中、町長選と全く関係のない中瀬議員の元気アップ事業に対して批判して文書が回っておりました。町民にそれを信じ込ませる行為などをしておりました。利用者はもちろん、その関係者の心中を思うとこんな議会は議員は情けない。なぜこんなに議員同士がいがみ合わないとならないのか。このようなことが続くようでは、新たな議員のなり手はいなくなります。

今一度、私達議員は誰のために議員でいるのかを問うてみたいと思います。

以上、反対討論とします。

○議長（河野 浩一議員） 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（小嶋 貴子議員） 公明党の小嶋貴子です。

中瀬議員の資格決定の件について、反対の立場から討論します。

先ほど委員長から決定報告がありましたが、中瀬議員の元気アップ事業に対して令和6年度6月定例会で河野禎明議員はこう述べています。「今から説明しますが、不正らしきこともあります。詐欺らしきこともあるんじゃないかと思われることもあります」らしきと憶測で発言しています。現実的に調べ、正確な数字を上げ、「ここに不正がある」ではなく「らしき」と憶測で物を言っています。

疑わしいという理由で資格決定申請が行われました。

資格審査特別委員会では、申請した田中宏政議員に対し、中村議員から、どの書類を見て法的に根拠があるのかと、数々の質問に答えられず、最終的に「倫理的にはどうなんですか」との言葉で終わりました。

先ほど乙津議員が、倫理観は大事と言われてました。

確かに倫理観は大事ですが、倫理観はその人それぞれ違います。年齢、立場、時代でも違います。

また、議会の中で議論をする中で私が感じたことは、あなたの常識は私の非常識、私の常識はあなたの非常識、それぐらい倫理観には違いがあります。

今回の件で、中瀬議員本人、またその家族の受けた精神的苦痛はどれほどのものだったのでしょうか。悪意と偏見に満ちた言動ではなかったのでしょうか。

田中議員と河野禎明議員は憶測で中瀬議員に対して行った批判、侮辱について謝罪すべきと考えます。

今回の資格決定申請は、議員職を剥奪する強い力のあるものです。疑わしい、どうかな、そういう憶測で申請すること自体、議会軽視に当たるのではないかと思います。

よって田中議員の申請に対して、反対します。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから中瀬修議員の資格決定の件について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、資格決定書案のとおり、資格を有するとするものですが、本件は、議員の資格を有しないことについて採決をします。

議員の資格を有しないとする決定については、地方自治法第127条第1項の規定によって、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とします。

出席議員は12人であり、その3分の2は8人です。

この採決については、特別多数議決となり、議長も表決権を有します。

議員の資格がないと思われる方のみ起立してください。

それでは採決に入ります。

本件は議員の資格を有しないことに賛成の方は起立をお願いします。

〔 起立少数 〕

ただいまの起立は3名です。

したがって、中瀬修議員の資格決定の件は委員長報告のとおり議員の資格を有することに決定しました。

中瀬修議員の入場を許可します。

日程第5「承認第1号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度川南町一般会計補正予算（第12号））」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 承認第1号は、令和6年12月19日に専決処分をいたしました、令和6年度川南町一般会計補正予算（第12号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8346万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億3961万3000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

国庫支出金8232万1000円の増額は、総務管理費補助金の低所得世帯支援における重点支援地方交付金であります。

繰入金114万円の増額は、財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

民生費8346万1000円の増額は、物価高騰対応重点支援低所得世帯支援枠給付金及びその事務費であります。

詳細につきましては、福祉課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 補足説明があればこれを許します。

○福祉課長（河野 賢二君） 承認第1号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

14、15ページをお願いします。

3款1項1目18節負担金補助及び交付金、物価高騰対応重点支援事業（低所得世帯支援枠世帯分）給付金7200万円は、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付するものです。

次に、物価高騰対応重点支援事業（低所得世帯支援枠加算分）給付金800万円は、住民税非課税世帯のうち、18歳以下の子どもを扶養する世帯に対し、子ども1人当たり2万円を給付するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。

承認第1号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度川南町一般会計補正予算（第12号））は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6「承認第2号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度川南町一般会計補正予算（第13号））」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 承認第2号は、令和6年12月24日に専決処分をいたしました、令和6年度川南町一般会計補正予算（第13号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ731万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億4692万6000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

繰入金731万3000円の増額は、財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

総務費731万3000円の増額は、議会解散請求による住民投票管理事業の事務費であります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） 専決処分についてで補正予算として700万上がっておりますが、住民投票詳細ですね、住民投票の告示日、住民投票日がもし決まっているのであれば教えてください。

○町長（宮崎 吉敏君） 2月9日を予定しております。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） ただいまの質問、すいません予算に対しての質問ですから、ちょっとおかしいんじゃないですかね。

○町長（宮崎 吉敏君） 日程についてはまだ決定しておりません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 予算についてですけれども、実際この予算の中で時間外勤務手当が300万ということに上がってるんですね。

それが通常の期日前投票とかの関係があるのでこの金額の膨らみ方がちょっと疑問に思ったものですから、その300万の根拠というものが知りたかったんですね。

だから普通の町長選町議選のように告示から5日後の選挙になるのかなというのを伺いたいんですけれども、そういう日にちはいいですので、例えば告示から投票までがどれくらいの日程なのかだけ教えていただけますか。300万の根拠ですよ。

○選挙管理委員会書記長（小嶋 哲也君） 徳弘議員の御質疑にお答えします。

時間外の300万円の根拠ということでありますけれども、今回通常の選挙どおりですね行いうわけですけれども、期日前につきまして通常の町議とかの選挙より、ちょっと長くなっておりまして20日間の時間を要しますので、その分を根拠として提案しております。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

承認第2号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度川南町一般会計補正予算（第13号））は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7「議案第1号令和6年度川南町一般会計補正予算（第14号）」、日程第8「議案第2号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）」以上2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第1号及び議案第2号につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

議案第1号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ9107万5000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ167億3800万1000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

国庫支出金は5205万9000円の増額で、総務管理費補助金の推奨事業メニューにおける重点支援地方交付金であります。

繰入金には3901万6000円の増額で、財政調整基金繰入金の増額及びふるさと振興基金繰入金の減額であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

農林水産業費は2000万円の増額で、重点支援地方交付金の推奨メニューを活用した肥育牛生産者応援緊急支援事業補助金、ファイト酪農緊急支援助成金及び繁殖牛生産者応援緊急支援事業補助金であります。

商工費は7107万5000円の増額で、重点支援地方交付金の推奨メニューを活用した電子地域通貨プレミアム分助成金及びその事務費と一般財源による企業立地促進奨励金であります。

教育費は、小学校費及び中学校費に予算化している学校給食費無償化のための学校給食費特別対策事業支援金の財源の一部をふるさと振興基金繰入金から推奨事業メニューにおける重点支援地方交付金に振り替えるものであります。

次に、議案第2号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9778万円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から説明いたします。

諸収入は1億2500万円の増額で、その内訳としましては、電子地域通貨販売収入1億500万円と一般会計商工費事業収入2000万円です。

次に、歳出につきましては、電子地域通貨取扱手数料として1億2500万円を、取扱店舗に支出するものです。

以上2議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 補足説明があればこれを許します。

○産業推進課長（河野 英樹君） 議案第1号、産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

14、15ページをお願いします。

6款1項6目18節負担金補助及び交付金、肥育牛生産者応援緊急支援事業補助金220万円は、肥育素牛の導入費用に対し補助するものです。

同節ファイト酪農緊急支援事業補助金700万円は、酪農生産者に対し出荷した牛乳1キロあたり3円を令和6年4月から9月までの実績に対して補助するものです。

同節、繁殖牛生産者応援緊急支援事業補助金1080万円は、黒毛和種の子牛を出荷した生産者並びに自家保留した生産者に対して1頭当たり5,000円を補助するものです。

次に、7款1項2目11節手数料313万5000円は、川南町電子地域通貨トロンの決済手数料に要する費用です。

12節委託料、ポイント付与業務委託料44万円は、川南町商工会に対するポイント付与業務委託に要する費用です。

18節負担金補助及び交付金、電子地域通貨プレミアム分助成金2000万円は、電子地域通貨トロンのカード利用者並びにアプリ利用者の原資分それぞれに上乗せする助成金の合計額です。

なお、ここまで申し上げました全ての事業は国の重点支援地方交付金を財源としております。

同じく7節、企業立地促進奨励金4750万円は、川南町企業立地促進条例に基づき、株式会社松永商事が町内で工場等を建設した用地の取得や施設整備に要した費用に対して交付するものです。

以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

議案第1号令和6年度川南町一般会計補正予算（第14号）について質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第2号の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

議員の皆さんは全員議員控え室に移動をお願いします。

午前10時20分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

本会議は、臨時会につき委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないようですので委員会付託は省略し、討論採決を行います。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第1号令和6年度川南町一般会計補正予算（第14号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号令和6年度川南町一般会計補正予算（第14号）については原案のとおり可決されました。

議案第2号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第2号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第9発議第1号川南町議会の解散に関する決議を議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（中村 昭人議員） 川南町議会解散決議。

地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づいて、川南町議会を解散する。

以上、決議する。

令和7年1月7日、川南町議会。

提出の理由。

議論や監視が不十分として、町民から選挙管理委員会に提出された議会の解散を求める5,959人分の署名簿、町選挙管理委員会の審査、異議申し立てを経て、5,007人が有効署名として確定。解散請求に必要な有権者数の3分の1に当たる4,054人を超えたことで、昨年12月24日に本請求が行われ受理されました。この結果をもって議会解散の是非を問う住民投票が行われることが確定し、議会の活動継続は町民の判断に委ねられることとなりました。このような状況においては、議会自らが解散して町民の審判を仰ぐことが、責任ある議会の姿であると考え、その理由を以下に3つ述べます。

1つ目は、町財政に与える影響であります。

住民投票を実施した場合、その費用は自主財源で賄うこととなり、他の選挙を参考にとすると、おおよそ800万円の費用が見込まれます。実際には専決で731万3000円が費用となっております。議会自らが解散すれば、その費用負担はなくなり、また職員の事務負担も軽減されることから、住民投票を経ずに、議会が自ら解散することは、町民を代表する合議制の機関としての責任であります。

2つ目は、日程的な厳しさであります。

このまま手続が進めば、住民投票は2月9日に行われ、その結果をもって、議会が解散となった場合、町議会議員選挙の投開票日は3月2日に。その翌週には3月議会が召集される見通しとなっています。御存知のとおり、宮崎町長は昨年8月に町長に就任したわけですが、3月議会は宮崎町長による初めての当初予算などが提案される重要な議会となります。初当選となった議員は、そのような重要な議会に右も左もわからないままで挑まなければならないと、また一般質問も通告できません。さらに、この問題は4年後、そのまた4年後と、4年ごとに発生することになり、このような状況に議会を置くべきではありません。唯一の解決策は、自らが解散をし、選挙を早めることであります。

3つ目は、何より議会解散を求める住民の声である5,007人分の署名が有効となった事実はとてつもなく大きいということです。議会は町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた活動を原則としますが、これまで1年7カ月の間に、議会が行ってきた活動や決定は、住民意思に反し、公正性、透明性、信頼性を損なうものであるとの判断から、議会の解散請求に至ったものであります。私ども議会は、その意思を真摯に受け止めなければならないと考えます。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第1号川南町議会の解散に関する決議について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子議員） 私は、発議第1号川南町議会の解散決議案について反対の立場から討論をいたします。

12月24日、町議会の解散の是非を問う本請求が受理されました。これによって、議会解散の是非を問う住民投票が行われることが確定し、川南町民の判断に委ねられることになりました。

解散の是非を問う住民投票は、町民が町政に直接参加することを保障した重要な民主主義の制度であり、尊重しなければならず、私は住民投票が実施されることは当然の町民の権利の行使であると考えます。

本解散決議案が提出された理由は、町議会の解散の是非を問う本請求が受理されたことが動機となっているものです。

町民の皆さんの中には、議会解散を求めるか否かの様々な声があります。住民投票の結果を予断をもって推測することはできませんが、議会の解散の是非は町民の皆さんが決定することになりますので、町民の皆さんの判断の権利を保障し、その判断を尊重することが私達の責任であると考えます。

本決議案提出の理由が3点挙げられています。

一つ一つの詳細に触れませんが、住民投票が施行するなら、いくらかの予算を必要といたしますが、町民の皆さんの権利と民主主義を保障するには一定の予算を執行するのは、当然のことであると思います。

第2に、3月議会の日程のことを挙げられておりますが、これまでの経験からも議会日程は十分確保できると考えます。

第3に、この1年7カ月の議会活動を挙げられております。

一つ一つについて述べることはいたしません。私はこの1年7カ月はもちろん町民の皆さんの信託を受けて、町議会議員としての活動を5期17年7カ月行ってまいりました。不十分なところも多々あったと思いますが、この間、創立以来102年間、国民主権を掲げ続けてきた日本共産党の議員として、町民の皆さんの立場から、良いものは良い、悪いことは悪いとはっきり主張するとともに、それぞれの議案にこうした立場を貫いてまいりました。これからもこの基本姿勢で頑張る決意です。

以上で反対討論を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（米田 正直議員） 発議第1号川南町議会の解散決議について、賛成の立場で討論を行います。

地方自治法第13条にうたわれている、日本国民たる地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有するとあり、その手続のための署名活動が行われ、町民の方々約6,000名近くの署名をいただきましたが、選挙管理委員会に提出された署名簿の審査の結果、1,000名近くの署名不備があり、5,007名の有効署名となりました。地方自治法第76条の解散請求に当たっての署名数は選挙権を有する者の総数の3分の1を大きく上回っています。

諸手続を踏まえ、先日本請求が提出をされました。

この決議は、地方公共団体の議会の解散請求に関する特例法に基づいているもので、地方公共団体の議会の解散請求に関する世論の動向に鑑み、当該議会が自ら進んで、その解散による選挙によって新たに当該地方公共団体の住民の意思を聞く方途を講ずるため、地方公共団体の議会の解散について定めたものであり、その世論は、先日住民から選挙管理委員会に提出された解散請求そのものであります。

よって、川南町議会の解散決議に賛成するものであります。

議員多数の賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（田中 宏政議員） 川南町議会の解散決議に反対の立場で討論します。

多くの町民の皆様が、議会の解散を求める署名に応じたことを大変重く受けとめております。

私達議会は、本質的な役割として、町の意味決定をする職責を負っています。議会にとって意思決定することが議会の役割であり、選挙により住民の皆様から負託され、4年間川南町の重要な意思決定をしていくことが議会又は議員の仕事であります。このような議会が賛否が分かれ、意思決定のいずれかの選択をしたことによりリコールを要求されることは、到底理解できないものであります。

また、私はこれまで、二代表制及び議会制民主主義を尊重する立場からも、町民の皆様の生活を守ることを第一に考えて議員活動をし、真摯に議論を行ってまいりました。

議会は多方面の意思意見や、多様な価値観、利害を持った議員で構成されており、様々な議論を経て、最終的には議決によって議会の意思が決定されます。当然、賛成があり、反対もあります。また、可決もあれば否決もあります。反対をしたからといって、議会が解散されてはあってはならないと言えます。賛成しかない議会であれば、自由な意見が言えず、議論がされず、これこそ機能不全な議会と言えます。

よって、これまでの川南町議会は健全であり、機能不全な議会ではないと言えます。こ

これらのことは必ず川南町民の住民は分かってくれると信じています。

また、そもそも多額の予算がかかることは、リコール活動をされる前からわかっていることであり、それを踏まえて、リコール活動をしたわけであります。日程に関しても、当初から分かっていたことであり、それを踏まえて、リコール活動をされたわけです。それらを主張するのであれば、リコールを取り下げればいいのではないのでしょうか。そうすれば住民投票もなければ、町議会選挙もなく、今後全く予算はかかりません。

また、職員の事務負担も軽減され、宮崎町長の初めての当初予算などが提案される大切な3月議会も今ある健全な議会で議論され、審議されます。

また、署名された多くの町民は、リコールの趣旨を理解しておらず、知り合いや親族、職場の人に頼まれたから署名をしたという町民が数多くいます。中には騙されて署名したという方もいるようです。私の支援者にもお客さんから何度も何度も頼まれ、仕方なく署名したという方がいました。ある募集人は50名のノルマがあるので、どうしても署名してもらわないと困ると居座り、署名をしてもらう、そういう募集人もいたとのこと。こういう利害関係があれば、踏み絵みたいなものであります。これらの住民は署名はしましたが、住民投票になれば、議会開催に賛成しないと思われれます。

よって、川南町議会の解散決議に反対します。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（小嶋 貴子議員） 小嶋貴子です。

自主解散に関する決議に賛成の立場から討論します。

令和5年統一地方選挙後、6月初めの議会がありました。現在町議会は、当初から驚く内容でした。新中学校建設中止の採決とともに、東町長派と言われる議員たちからの中学校建設に関わった人々に対する攻撃です。乙津議員による元教育長への攻撃に始まり、同年9月議会では乙津議員、田中議員、河野禎明議員による元教育長への激しい誹謗中傷は言葉による暴力そのものだと感じました。その他にも、中学校建設派の中村議員に対する誹謗中傷、徳弘議員に対する謝罪要求、今回の中瀬議員に対する資格決定要求書の提出などです。一主婦だった私にとって、これが議会なのかと驚きました。

町内にはたくさんの課題があります。人口減少、農業、畜産、漁業、林業、商工業の振興、子育て、教育等話し合わなければならない課題がたくさんあります。私はそういう話し合いをされるのだと期待していました。しかし、町の発展、繁栄のための話し合いは全くありませんでした。

同僚議員に対する非難、役場職員に対する侮辱、憶測による批判、議員全員協議会では激しい罵り合い、怒号が飛び交っていました。こんな議会では、町民に申し訳ない。そう思います。

このようなチラシが配られました。

また選挙、選挙費用は誰が持つの、リコールから選挙費用まで1000万以上、今度はリコール手続と住民投票の費用も加わります、と書いてあります。この書き方は、リコールの費用を町が出したような勘違いをされてしまいます。念のために言わせていただきますが、リコールの費用には、町のお金は一切使われていません。リコールの全ての費用は、町民自身が工面し、ボランティアで運営されたと聞いています。町税は一切使われていません。憶測で物を言わないでください。町民が誤解します。

しかし今後行われる住民投票には町税が使われます。今回の予算に上がっている700万以上の町税です。これこそ無駄遣いです。

このチラシは乙津議員、河野禎明議員の発行者名で出ています。自分たちで言っているのですから自主解散して費用を浮かせるべきと思います。

よって、この議会は自主解散すべき決議に対して賛成します。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（三原 明美議員） 発議第1号に対して反対の立場から討論いたします。

町議会の役割は、町的意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うことになります。

町長と町議会は、車の車輪とよく言われています。その車輪のどちらかが大きくても小さくても、車はまっすぐに進んでいきません。川南町議会が不同意、否定、不採択、廃止した案件は、法的手続にしたがって、先ほど言った役割を粛々と行使したものであり、正当に議決された案件を根拠にして、議会解散請求することは、道義性に欠けています。解散請求側の方が議論や執行の追求が不十分と主張されますが、逆に町議会が議論、執行部を追及したからこそ、議会の監視機能という役割を行使し、その責任を果たしてきたことになると思います。

押川元副町長が未来のために健全な議論ができる議会と主張されていますが、それを阻害しているのは本人たちです。これらが公義名分にはなりません。

私達13名の議員は、川南町の発展のために働きたいと思い、選挙にて選ばれたのです。町民から直接選ばれたのです。

13名の議員は、執行部から提出された議案と真剣に向き合い、真剣に討論してまいりました。また、一般質問も議長を除いて12名がそれぞれの立場や町民からの意見を質問してきました。ときには、激しくぶつかることもあり、賛成反対にわかれるのも、町と町民の方々を思えばこそ、当たり前のことです。

13名、必死で町と町民のためにやってきたのではなかったのですか。

中村議員、児玉議員、米田議員、中瀬議員、小嶋議員、徳弘議員、なぜ自主解散と言わ

れるのですか。

そして私は思います。

選挙管理委員会に提出された議会解散の有効署名が5,007人分と言われていますが、果たして解散の理由を十分に理解されて署名されたのかが疑問です。

また、自ら議会解散をすれば費用負担がなくなると言われますが、議会解散を取り下げれば、住民投票費、職員の負担、議員選挙費も不要となります。そして、日程的な厳しさがあるとも言われますが、この議会解散請求を出された押川さんは、十分にこの日程はわかっていたはずですよ。元副町長だったのですから。その上でこの議会解散を出されているのに、日程が厳しいと言われるのは、おかしいと思います。

その上、6人の議員の皆様が自主解散を言われていますが、なぜそんなに急がれるのですか。不思議です。

私はこの1年7カ月、川南町議会議員として、町民の代表であることを常に自覚して、公正性、透明性、信頼性を重んじてやってきました。常に住民第一にやってきました。なぜ自主議会解散と言われるのか、私は到底意味がわかりません。

議員は川南町のために町議としてやるべきことが他にあるんじゃないでしょうか。

よって、発議第1号には、私は賛同できません。

○議長（河野 浩一議員） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子議員） 発議第1号川南町議会の解散決議に対する賛成討論を行います。

一昨年の東町長誕生以前から、これまでにない文書が飛び交い、金に糸目をつけず出し続け、住民の不安を煽り続けてきました。

昨年の8月の町長選挙でも、それらの行為は続き、住民は川南の変貌に不安を持っていることは御理解できるでしょうか。

今回のリコール請求は、これまでのような変貌にNOを突き付けられた結果です。議会の責任の重さを痛感するなら、署名5,959人、有効署名5,007人の悲哀を汲むべきと考えます。

よって、議員自らその職を辞し、2年前から行われたネガティブキャンペーンをせず、堂々と候補者の政策のみを訴えて選挙活動をしていただき、住民の再度審判を仰ぐべきと考え、賛成といたします。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（乙津 弘子議員） 個人的な名前がいっぱい出てきたんですが、私が一番言われているようなんですが、一つ一つのことは言いませんが、あるメディアの方が、2月のこの前の議会報告会でなくその前の報告会に来ていただいて、なんと健康な議会なんだろうとおっしゃってくださいました。もうすごいやり取りがあったと思います。そうなんです。これ

でいいんですよ。しっかりやり取りができて。

それを不健康なように言われることに私は納得いきません。もういっぱいさっきの私が出した文章を言ってますが、私は名前を書いて出しております。

この前の署名集めのときに、さるスーパーの前で集められて、そのときに、署名を集めるに当たって配っていたチラシは発行者の名前がありませんでした。これは、その署名を集める議員さんたちが配ってたのですよ。だからびっくりしました。そのことを知らなかったのかなと思います。それはちょっともう参考で。

それから私のところには来てないんですが、議員の現職の議員のところに来て、署名が賛同しなければと脅されるようなこともあったようです。

こっちの出された発議の方の中で、私はね宮崎町長に対して大変失礼な、3月議会が宮崎町長による初めての当初予算案などが提案される重要な議会、町長は、立候補するに当たって、それをわかってることですよ。こういう何か、町長がそんなことができない、補助がいるような、そういう書き方は大変失礼です。

ましてや、初当選となった議員その方たちにも覚悟があって、知識はだんだんつけていかならんと思うんですが、立候補するんだと思いますので、こういう書き方は何か一種親バカ的なものを感じます。これは大変失礼だと思います。

次に10月23日だったと思うんですが、新聞にいろいろ書いてた中に、28日だったかな、ごめんなさい。28日に出したんですね選管に。その中にたくさん押川元副町長が代表となって、それからずらずらと県議山下さん、それから J A、J F、商工会、観光協会それぞれは、私はその団体が全部賛成してんのかと思ってたんです。

そしたらその中の J Aと商工会の両方の会員って方から電話があって、俺は何も知らん、というびっくりしました。何となくあの中では、団体全員が理事会ないしは総会を開いてた、OKを出したんだなと思ってしまいました。違うんですね。J Aの方はその J Aの代表者のみがということをお県の方から聞きました。その方個人でということだったそうです。

それからその後、私が心配してました女団連、女性団体は名前が載っていませんでした。政治的な活動はしてはいけないんじゃないでしょうかとその前の議会で言いました。若連もそうです。それから議員有志、町民有志とありました。

だれだれに変更

この議員有志については本人が僕とだれだれさんですとか言うてましたんで。

そしてその後、署名の集める方、約180名近く押川さんに頼まれてということになってるんでしょうね。その中に6人の議員さんが名前を出して、いわゆる集め人でしょうかね。そして、たくさん集めておられました。

私達は閲覧できますので、議員皆さんも町民の皆さんも閲覧できます。当たり前のことですね。そして書いたらそこで書いては、議員は書いたりできるんですね。それでなるほどと思いながら行ってみました。で思ったんです。6人の議員さんは代表と同じ並べて集めて

るんですか。

私は自ら辞職して、6人がそのときに辞職して、選挙やり直してもうたらいいいんじゃないんですか。その6人分を。

一応このことは、1人の議員さんが全員協議会で、自主解散しましょうよと気軽におっしゃったときにびっくりして、まずあなたが辞職して、私達に模範を示してくださいって言いましたら、わかりました、僕辞職しますと言ってくれたと思います。そのような言葉だったと思います。そうなんです。6人の人は、なんかね心中するのに、一緒に飛び込もうって感じです。駄目ですよ。自分たちでまず辞職してみたらいいんじゃないんですか。

私はそういう辞職はしません。というのは1年半前の統一地方選で、私はこの歳で初めて選ばれたんです。嬉しかったというよりは、何か体が震えました。責任です。私は名誉と同時に責任を感じて、こらいつとき、病気できんな、怪我でけへんな。この年ですからいろいろありますけど、足引きずってでも行かなあかんなど、そういう自覚で思っております。ですので、辞職をされたい6人の方は辞職をしてください。私は残って頑張ります。

これが私が反対する理由です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽議員） その自主辞職しようと言い出したのは自分ではありますが、いろいろその中でですね、中瀬議員の資格を問う議案が出ましたので、彼みたいな誠実な人をもう資格を剥奪することは、私の20年以上の議会経験者として恥ずかしいことでありますので、彼を残すためにも居座っているところであります。

議会だよりで、皆さん御存知のとおりであります、元気アップ事業について、無駄遣いというような書いて彼を攻撃しておりますが、これは内藤議員が福祉課に提出した資料であるそうではありますが、これを見ますとね、川南町の介護認定率は県下26市町村で1番最下位になっております。ということはですね、成果が出ていると証明する資料であります。こういう資料を、なぜ資格審査に何を持ってきて出すんでしょうかなと思ったわけですが。

私は彼の名誉のためにリコールされるまで辞職はしないつもりであります。

以上で終わります。

○議長（河野 浩一議員） 原案に反対者の発言を許します。

○議員（荻原 敏朗議員） 発議第1号決議に反対の立場で討論いたします。

もとより多くの町民が議会解散請求署名に応じたことは重く受けとめ、より一層の議会改革や質の向上に取り組まなければなりません。

ただ、議会解散請求要旨では、議会が機能不全と断定されておりますが、本町議会は、町の最終決定機関として、町行政の監視議決機関として役割を100%とは言いませんが、役割を果たしていると考えます。

憲法93条により、首長同様に、住民から直接選挙で選ばれた議員で構成される議会は、

相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期待されているのではないのでしょうか。

議会が最も留意しなければならないことは、町長執行部の決して追認機関であってはならないことではありませんか。これが二元代表制であり、議会制民主主義の姿であると言えます。仮に、町長の意に反する議決がなされても、町長は再議又は再提案により、議会に対し、翻意を求める機会、手段も与えられているわけです。

むしろ、執行部や一部の方々の意にそぐわない議決をもって、議会解散を求めることは、先ほど申しました二元代表制や議会制民主主義を否定するものであり、本町の歴史に禍根を残すものではないのでしょうか。

また、私も今回のリコールがありまして、状況説明のために回ってみました。町民の中には、現議会存続の声もあります。議会解散について住民に投票の機会を奪っていいものなのでしょうか。

よって私は本会議を早期に自主解散する理由がないと信じ決議案に反対します。

議員の皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（中瀬 修議員） 発議第1号川南町議会の解散に関する決議について、賛成の立場で討論いたします。

これまでに同僚議員の中から、賛成の立場で討論されている方々の内容というものとはほぼ重複するかと思います。

私はまず第1に、町民の声はとても大きな意味を持っていると判断しております。今回の署名活動によって、まず5,959名の署名がありました。最終的に有効署名5,007名が、認定され、この5,007名の認定された内容としても、とても重く受け止めている次第です。住民に付託された我々が議会の中で機能していないと判断された以上、住民投票をすることなく、自主解散することも大切な決断だと思っております。

また、町財政に与える影響も大きなものです。

よって私は、今回の決議に賛成する立場で討論をさせていただきます。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

念のため申し上げます。

本案の議決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定によって、議員数の4分の3の以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意を必要とし

ます。

ただいまの出席議員は13人であり、4分の3以上は出席しております。

また、出席議員の5分の4は11人です。

この採決については、特別多数議決となり、議長も表決権を有します。

これから、発議第1号について採決します。

この採決は起立によって行います。

念のため申し上げます。

起立しない方は否とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 起立少数 ）

6人ですね。

以上のとおり賛成は5分の4、11人に達していません。

したがって、発議第1号川南町議会の解散に関する決議については否決されました。

日程第10「発議第2号川南町議会解散請求に関する弁明書について」を議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（内藤 逸子議員） 川南町議会解散請求に関する弁明書。

議会が現在、機能不全と言われているが、定例議会が開かれなかったことは一度もなく、臨時議会を含めて真剣な議論が行われてきた。

1、新中学校建設計画白紙について

令和5年6月議会定例会で、全議員が賛成、反対の討論をした。したがって、審議は十分に行われたと言える。

2、図書館指定管理者の指定について

（1）議会は執行部が提案した議案について採決するものである。川南フロンティアネットワークを指定管理者として指定する提案について賛成、反対討論の後、採決されたものであり、十分な審議を尽くしていると言える。指定管理者の選考については、意見することはできない立場であり、執行部が失格にしたことについて、議員は介入することはできない。もし、介入し便宜を図れば談合になるのではないか。

（2）この案件については、ただいま図書館流通センターが裁判を起こしている。裁判の内容については、町としては全てノーコメントだと言われた。この案件は裁判にて真実が明らかになると考えており、百条委員会を設置したとしても、請願書を提出した主要5団体の要望には答えられない。また、川南フロンティアネットワークを指定する提案は妥当だと考えるため、百条委員会設置に反対した。

（3）図書館流通センターの失格問題は、執行部の判断であって、間違った判断であっ

たとは言えず、議員の責任を問われるものではない。

3、人事案件について

（1）副町長

人事案件は慣例で質疑討論なしで、起立採決となっている。今回以外は事前に氏名、年齢、経歴など詳しく説明があったため、同意してきた。しかし、今回は全く説明がなく、判断することができなかった。事前にきちんとした説明を直前までお願いしたが、願いは届かなかった。候補者の能力や人間性等を十分に審議する必要があるため、早めに提案していただくことを希望する。

（2）教育委員会委員

候補者は、新中学校建設に固執した考えの方だったので、不同意とした。

4、地域活性化拠点施設 P L A T Z（ぷらっつ）の指定管理者の指定について

12月議会定例議会において可決された案件であり、議会の意見を入れて改善されたため、解決済みである。

5、議会中における不適切発言等について

辞職勧告決議案が可決されているため当該議員自身の問題である。その他の誹謗中傷の発言については、根拠を明確にし、対応していく。

以上の点から、解散請求は合理性がなく、いたずらに対立をあおり、町政を混乱させるものである。

以上のとおり弁明する。

○議長（河野 浩一議員） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（米田 正直議員） 発議第2号川南町議会解散請求に関する弁明書について質問を行います。

2番目の図書館指定管理者の指定について、（1）のですね、議会は云々、指定管理者の選考については意見することはできない立場であり、執行部が失格にしたことについて議員は介入することはできない云々とありますが、地方自治法第240条の2第6号には、普通地方公共団体は指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を得なければならないとあります。

議決をするにあたって説明を聞き、その内容について審査をすることは間違っているのでしょうか。説明をする執行部の不審な言動や行動について意見を述べることはできないのでしょうか、まず1点目。

それから2点目ですが、3の人事案について、（2）のですね、教育委員会委員の同意について、候補者は新中学校に固執した考えの方だったので不同意としたとありますが、ど

の場でそのような判断をされたのかお伺いします。

教育長代理で教育長に代わって、教育委員会での内実を議会で発言をされました。そのことがもし要因であれば、それこそ教育委員会に対する越権行為になるのではないかと推察しますがその点をお伺いいたします。

○議員（内藤 逸子議員） すいません、この弁明書は私個人が一応代表で出してるんですけども1番目の件については、私はもうこういうふう考えたのでこのとおりにしてるんですけど介入することはできないと思っております。なんでかって言ったら、町は町に対していろいろ聞いても、ノーコメントだったですよ。

だから、ということにしました。

そして2点目については町議会本会議のときに、教育長代理で来られたたときの米田さんが言われた発言について、私はそういうふう感じたので、そういうふうに対処しました。

それでいけませんか。わかりませんか。

○議員（米田 正直議員） 今回答がありましたがちよっと納得いかない部分がありますが、この場でこういう質問を討論するのはちよっと質疑するのはどうかというふうに思い考えますけれども。

要するに執行部が失格したことについて、議員は介入することはできないというふうに書いてあるんですね。ということは、議会は何もできないということに捉えたわけでございますけど、そういうことじゃないですね。

やっぱこれ議会は議会で議会の議決を得なければならんということはちゃんと地方自治にうたわれておりますので、やっぱり十分な審査をして、そこでやっぱ採決なりしていくわけだというふうに考えておりますので、そこをちよっと再度確認したいというふうに思います。

○議員（内藤 逸子議員） 今度の住民投票の場で、この弁明書は掲げられなければ私達の意見というのは全く何にもなくて、町民に賛成とか反対とかするっていうのはどうしても納得できないので、私は弁明書を出して見てもらって、町民の方に判断してもらいたいと思うから、この弁明書っていうのを作りました。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人議員） 今米田議員がちよっと質疑したことに対しての回答が全く謎でわかりません。

私からもちよっと質疑をさせていただきますが、今の意味すること、介入して便宜を図れば談合になるのではないかとあるんですが、便宜を図るとは何を意味しているんですか、これが談合になるという根拠を示していただきたい。

それと、TRCが裁判を起こしているので、請願書を出した主要5団体の百条委員会の設置の請願書の要望に応えられない、TRCが裁判を起こしたからと書いてありますが、3月定例会で、議員発議で出された百条委員会の設置も反対をされています。矛盾しませんか。

このまず2点お答えください。

○議員（内藤 逸子議員） 矛盾はしていないと思います。私は、フロンティアネットのことを詳細に調べるっていうことは、私たち議員がする仕事ではないと思ってるので、執行部が提案された議案について、賛成か反対か、その前のことを調べる必要は私はないと思ったので、こういうふうに書いております。

談合というのは便宜を図るということなんですけど、私達が、私はそういうような、こっちがいいですよとか、そういうような便宜を図ることはできないんですよ。私はできません。フロンティアネットワークがいいとか、悪いとかそういうんじゃなくて本当に町民から見たときに町が入札をする、こういう条件で入札しますよということで応じてもらって、それに応じてずっとしていくものだと思ってるんですよ。

だから、私達議員が失格っていうことを失格だとか言う必要はないと思ってます。フロンティアネットワークが選ばれなかったとか提案されなかったわけですから、そのことで、議案にないことは言えないと私は思うんですけど。

○議員（中村 昭人議員） わからないんです、言っている意味が。これ議会の弁明書で、これをもとに住民投票されて、判断材料になるわけです。ここが間違ってたら、間違った判断の住民投票がなされる恐れがあるわけです。

だから私達はこうやって今、この弁明書に対して質疑を行っているんです。

先ほど私が出した自主解散の決議に質疑がありませんでした。しかし、いろいろ反対討論されましたけど、見当違いや間違いがたくさんあります。違うよって言うても反対討論、討論なので言えないわけですよ。こんなんだからリコールの請求がされるんです。

それはわかっていただきたい。

この事実と異なる手続について、追及をされなかったこと、先ほどありましたけど、議会の使命とは何ですかと、最終的に決定することですと、具体的政策を、それだけじゃないんですよ。議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし、事実の事業の実施が全て適法適正に、しかも公平効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することが議会の使命。

これは議会基本条例、川南町の議会基本条例の前文に示されてあります。これができてないんじゃないかということが、このリコールにつながっているわけですから、そのことに対してしっかりと弁明をしないとこの弁明書がですね、貼られるっていうことが私は到底理解できない、納得できないと。

だから納得できるまでお答えをいただきたいんですが、この介入をして便宜を図るとは何を意味してるんですか。

委員長はこれ私委員長だから報告したというけど、これ実際書いた人でもいいから答えていただきたいと。

○議員（内藤 逸子議員） 私はこの弁明書は署名を集めるために出された書類がありましたよね、皆さんが配ってた書類。署名を集めるための説明書っていうのを見て、これで反論してるんです。

あれでは納得できないから反論してるんですけど。

実際に住民投票の会場にですね、弁明書を全く出さないということは、私は町民に対して失礼だと思ったし、署名を集めるに当たって書かれた文章について、順番的にこれ反論したつもりであります。

だから私がこれは書きました。

何にも書かなくて、弁明も何にもできずに皆さんに署名をしてください、署名っていうか賛成反対を問うというのはいけない、町民に対して失礼だなと思うし、私もしっかり自分の気持ちを訴えたいなと思ってこれは書きました。

以上です。

○議員（中村 昭人議員） 弁明書を出さなくちゃいけないのは分かります。だから今日、この弁明書が議決に上がってるんです。

しかしこれ議会の弁明書として出されるわけですので、これが間違ってるてはいけません。

だからこれが間違いかどうか、今この便宜を図ると、私は先ほどから失格にしたこと事実と異なる手続について追及をしないことがすべきことをしなかったと、そのことが何か介入して便宜を図るというようなことではないと思うんです。思うんですというか、ありません。

だからこういった弁明書を議会が出すということには、私はもう到底到底納得いかないんです。だから質問をしてるんです。

しかしそのお答えしか出てこないということですので、これ以上何を言ってもちょっと無駄かなというふうに思いますが。

3回目ですよ。じゃ次行きますけど。

先ほど矛盾をしてませんって言いましたかね、お答えでは。2回議会が出した自主解散の決議に反対したことには矛盾はしてないと、議会が追及するものではないというふうな意図だったかと思いますが。

この百条委員会の設置を拒む、議会の調査権限を自ら放棄したこの事実が議会解散請求という議会にとって大変不名誉な結果を招いているわけですが、それでも反対した議員の責

任を問われるものではないとお考えでしょうか。

○議員（内藤 逸子議員） 図書館流通センターの決め方っていうのは、私はちゃんとして、ちゃんとした議会の中での議決で決まっていたって信じてます。だからあれでよかったんだなと今思ってるんですけど。

この百条委員会をしなかった、私も反対したんですけど、町当局は何を聞いてもノーコメントっていう段階で、調べられないですね。

それで町は議案を提案してきたのに対して賛成反対をして決まっていたと私は思ってるんですけど。

それがまずいって言われても、そうやってもう決まって今進んでるんじゃないかなと思うんですね。図書館流通センターについて、その前のことを調べなさいと言われても、私は調べる必要ないんじゃないかなと思うんですね。

提案されたことについて賛成か反対かっていうのを態度を私達議員はすればいいのであってその前のことをしなさいっていうことなんですかね。

○議員（徳弘 美津子議員） ちょっと中村議員、先ほど米田議員の発言の質問の中でちょっと私もちょっと附に落ちませんので、教育委員の委員の中でもう1回伺います。

新中学校建設に固執した考え方の方だったので不同意とした。どの発言で。先ほど教育長の職務代理で出たときの発言をもってそう思ったということの確認で良かったんでしょうか。

それでその職務代理のときの発言をもう一度どの発言のことかを伺います。

○議員（内藤 逸子議員） 本会議の場であった教育長代理の発言だったんですけど、ふさわしくない返答だったなと思ったので、私は反対しました。

○議員（徳弘 美津子議員） ではこれ新中学校じゃないですね。職務代理の発言は図書館についての発言じゃなかったんですか。新中学校で職務代理のときに中学校のことなんて何も上がってませんよ。

長曾我部さんが教育長になったときはもう新中学校白紙だったので新中学校に対しての発言を、教育委員の方はされてないはずですよ。図書館のことですよ。図書館のことについての発言だったと思うんです。

図書館についての発言が非常にその決定したことに対して最終的に議会が決めたことに対して不利な発言をされたということがあったので、この今回の人事に不同意したということじゃないんですか。

それからこの弁明書ですね。確かにリコールがあった団体の言葉だけで、やはり議会としてもやっぱり弁明はするべきだと思います。私も今回弁明書が出ることにに対して私の周りに聞いたら、聞いてみたいわと、弁明書やっぱりちゃんと私たち知りたいわと、何を言いたいのかということと言われます。

でもこれじゃないですわ。違うこと多いじゃないですか。やっぱりちゃんと私達議会は堂々とその弁明、本当ではないことを書くことではないと思うんですよ。堂々と自分たちは堂々とこの1年半やってたよっていうことの弁明があるべきで、いちいち一つ一つに対してはやっぱり言いたくなりますわ。

教育委員の方の人事のところの発言、もう一度どの発言の中で、その新中学校に固執した考えだったんですか。

もしこれが違っていればこの部分は削除するべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議員（内藤 逸子議員） 本会議で議事録をまた見直さないといけないかもしれませんが、本会議の席上で、代理が発言しなくてもいいのに発言を求めて発言した、そういう記憶が残ってまして、私はそのことでふさわしくないなと思ってバツをしましたよ。

妥当ななんていうの、発言であれば、記憶に残らないと思いますけど、そのときにこんなのでいいのかなって思ったし、これではやっぱりわざわざ代理として来てて答弁は求められてないときに発言された発言があったんですよ。

私はそのことを記憶していて、やっぱり教育委員さんとしてはふさわしくないって思ったので、バツをしたんです。

○議員（徳弘 美津子議員） ならそう書けばいいじゃないですか。新中学校なんて書かずに。自分たちにとって不利である発言をされたから否決したんだと。これ嘘ですわ結局こうじゃないですわ。新中学じゃなかったですよ。どういう発言だか覚えてない、そういうことですわ。

ちゃんと弁明書、住民これを判断をもってするわけですよ、判断を。ちゃんとそこはちゃんと書くべき、もしそうであれば、教育委員の対しては自分たちにとって、不同意であったということで、ちゃんとそこは本当のことを書くべき、この弁明書を書き直すことができれば。

これ弁明書どういうふうに掲示されるかわかりませんが。まず申し立てがあります。弁明書があって、皆さんそれを見て、住民投票するわけです。

川南議会で出されてもらったら困ります。

もしあれだったらこの5名の方の賛同者入れてありますけどその5人の方でやっていただかないと、私達も同じに見られるのは非常に不同意です。

○議員（内藤 逸子議員） 本当に初めてのことで、分からなかったもので、私は議会事務局に相談をいたしました。この弁明書の書き方もどんなしてふうに書いていいのか、初めてのことなのでわかりわかりませんでした。

そしたら指導としては、あちら側が出した署名をされたときの署名をこういう趣旨でしますよっていう要求書というんですか、署名をするための最初の書類がありましたよね。それについての弁明ですって言われたのでこういうふうな形になったんです。弁明書の書き

方を習ったんですよね。

だからそれに基づいて、これは書いておるんです、順番も全部。それでいけないと言われても、もうこれで出してますのでね。

これでまだ今から書き直せっていうことですか。

○議長（河野 浩一議員） しばらく休憩します。

午後の会議は1時15分からとします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

引き続き質疑を行います。

他に質疑はありませんか。

○議員（小嶋 貴子議員） 先ほどの同僚議員が言われた質問を少し私もさせていただきます。

内藤議員は何期もされたベテラン議員ですので、私は2年目のまだ新人、よくわからない議員なので簡単に明瞭に答えていただければありがたいです。

先ほど、図書館指定の問題で、執行部が失格したことについて議員は介入することはできない、便宜を図れば談合になるというところですけど、執行部から出された議案を、議員が審議して間違いないか、これを通していいか、そう判断して、決定を採決をしていきます。

今回の指定管理の川南フロンティアでもそうでしたけど、それを決定しました。これはおかしいと思えば反対する、それはもう介入には当たらないんじゃないかっていうのが一つと。

あと、百条委員会について、この案件は裁判で真実が明らかになる。これは先ほど中村議員もおっしゃいましたが、百条委員会はまだ既に議員発議で1回出されてます。それを否決されたその理由を教えてくださいたいと思います。

それから、図書流通センターの失格問題は執行部の判断であって、議員の責任を問われるものではないとありますが、先ほども言いましたが、出された議案を審議して、通すか通さないか決めて採決をしそれが決定になります。ということは私はこれは議員はとても大きな責任を持っていると思いますが、そのことについて教えてくださいたいと思います。

○議員（内藤 逸子議員） 小嶋さんの言うとおりで私も思います。

私たち議員は提案された議案について、慎重に審議して、賛否を問われたときに賛成、反対の態度を私も今まで表明してきました。

反対することは、そのことに介入することになるんじゃないかと今言われましたけど、

私はそうは思いません。反対は反対だと思いますし、賛成は賛成だと思うんですが、介入することにはならないと私は思います。

百条委員会を何で否決したんですかって言われましたが、同じようなことを百条委員会と裁判で同じようなことをするのであればもう裁判でもらえばいいなと私は思ったので百条委員会はしなくて良いと思ったのでそうしました。

と失格っていうのを何か言われましたけど、失格を私達が決めるんじゃなくて、執行部が提案したことに対して私達は賛成反対でいいと私は思ってるんですが、それでいけないんでしょうか。

○議員（小嶋 貴子議員） それではこの弁明書の中にある議員は介入することはできない、便宜を図れば談合になるっていう、文言は違っていると私は思うんですが。先ほど言われたのとちょっと文章の内容が違うように私は感じます。

そして百条委員会に関しては、町民から出された百条委員会は裁判が起こってましたが、最初議員が出したときには、まだ議員が百条委員会を提出したときには、まだ裁判にはなってませんでした。でも、議決で否決になってます。この理由を聞かせてください。

それから、先ほど言ったように失格の賛成したのがっていう話をされましたが、このとき川南フロンティアの選定に関して、通常は10月だったプロポーザルが12月になった。何で延びたか、それは副町長がストップをかけたからだ、この議会でも言われました。川南フロンティアの設立が12月1日、そしてプロポーザルがあったのは12月に入ってからです。その後、プロポーザルがあって点数が高かったTRCが突然失格とされて、後々の文章の問題になっていきますけど、その経緯を語られる中で、それぞれの議員が判断して、賛成反対の採決が行われました。

ということは私達に責任がないのではなくて、その審議を十分して、その上で、採決がされたとは私とても思えません。結局、回答がモヤモヤしてはっきりした回答を得られない中での採決で、そして川南フロンティアが決定した。

そのことについて議員は、責任はないっていうのは、私は無責任ではないかと思いますが、内藤議員はどう思われますか。

○議員（内藤 逸子議員） 何度も言いますが、私は執行部から提案された議案についての賛否を問われていて、その動向について、意見を言うところっていうのは決める前のことをいろいろ言われても、私達はそこは討論する場はなかったと思うんですよね。賛成か反対かは態度が決められましたけど、このフロンティアが本当に的確な団体なのかどうなのかっていうところまでは私は関与されないと思ってますので、執行部が提案したのに対して賛成か反対かを返事したのであって、それでいけないと言われても、これまではずっと議会ではそういうふうに私は今までしてきました。

以上です。

○議員（小嶋 貴子議員） 内藤議員が今言われたようであれば、この弁明書を議会として発表することには、私は非常に不愉快というか反対です。

どうしてもこの弁明書を出すのであれば、ここにつづられている賛同者の氏名を持って弁明書として出すか、もしくは全員が納得できる内容に書き換えて弁明書を出すか、そうでなければもう弁明書は出さずに済ませる、そういう方向で進めていただきたいと思います。この弁明書では私は納得できません。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

○議員（中瀬 修議員） 川南町議会解散請求に関する弁明書の質疑として、私もまだ腑に落ちない部分がございます。

裏面3、人事案についての（2）教育委員会委員のこの方のいわゆる内容ということが、いわゆる内藤議員先ほどおっしゃられたように、指導を受けてのいろんな書き方っていうのはあると思います。

私も先ほど弁明を書かせていただきました。私は事務局の力は借りずに自分で書き上げたものですが、やはりすごく時間がかかるし、力もいります。

その中で、この弁明書の内容というものが、本来のこの議会の中であったことっていうことを書くべき内容ではないかと思います。

私も事実を書き上げて弁明書を作ったつもりですが、内藤議員のこのいわゆる（2）教育委員会委員に、候補者は新中学校建設に固執した考えの方だったので不同意としたということに関しては、これはこの方の名誉も傷つける恐れがあるんじゃないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

○議員（内藤 逸子議員） 個人的なことを言いたくありませんけど、そんなふうの中瀬議員がとられるのであれば、そうだと思いますけど、自分が不同意としたことには間違いがありませんので、不同意としたということに書いて私のこれは個人的な意見です。

○議員（中瀬 修議員） 先ほどの同僚議員からの質問、いろいろ中で回答が全て同じだったということで、これ何度も求めても同じ回答なのかなと思ってのんですが。このいわゆる新中学校建設に固執した状況での反対という書き方が私は問題だと思ってるので、その書き換えっていうところは検討していただけないのか、このいわゆる弁明書っていうのを提示する、いわゆる何て言いますか、議会としてしっかりしたものを出さないといけないっていうのは、私もそれは同意したいと思います。

ただし、内容的にこれまで同僚議員が言ってるように、納得できない内容をここに掲示されている以上は、私どもはここに書いてあるもの自体を賛同できないっていうことになります。

それを御理解していただけるかどうか、内藤議員いかがでしょうか。

○議員（内藤 逸子議員） 私がこの弁明書を出したこの賛成者、乙津議員、河野議員、田中議員、三原議員と私で出してるんですが、この5名の名前で出させてください。

賛成しかねる人の名前で、川南町議会として出すんじゃないくて、私達5人の名前で出させてください。

いいでしょうか。

○議長（河野 浩一議員） しばらく休憩します。

午後1時29分休憩

.....

午後1時32分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

○議員（内藤 逸子議員） すいません、さっきの私たちの名前で出しますっていうのは取り消させてください。

できないということですので、取り消します。

○議員（中瀬 修議員） 先ほどの取り消された内容っていうか、弁明書っていうのは、私が理解してる中ではこれは川南町議会が提出するものだという事で理解して、これまで全員協議会等を踏んできたこの議場だと思っております。

まずは、内容をもう一度精査して、書き換える若しくは作成し直しですね、それか取り下げるっていうことも考えられなくはないんじゃないでしょうか。

というのも、やはりしっかりしたものを私たちは町民に提示するべきだと思っております。内容が中途半端でいい加減なものというものは、町民は待っていないと思います。それを見て判断することを求めること自体が、我々はおかしくなると今後の川南のためにはならないと思っておりますが、最後の質問としてお尋ねします。

○議員（内藤 逸子議員） この議案は臨時議会のこの議案を配っていただくときに、もう弁明書はつけておりました。そしてその後、意見を求めていましたけど、意見はなかったもので、今日の討論となったと思うんですね。

私はいい加減な気持ちで書いたものではありません。内容を取り下げることはいたしません。中途半端でいい加減なものだと言われますが、私は一生懸命書いたつもりですので、取り下げません。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助寿議員） 俺が言うとはこの図書館の管理者の指定について、執行部が失格にしたことについて、議員が介入することはできない。もし介入し便宜を図れば談合になるのではないかとあるけどよ、執行部は失格にはせんかったかね、議会の議決を得て、失格にしたわけじゃかいよ。議会が議決して失格の議案が提出されたでしょ。どっちが前か先か知らんけんどんよ。議会が失格の議決をしたこと、事実は私は覚えてますがね。誰と誰が談

合するとですか、介入て。介入じゃねして審査することはできるじゃないですか。失格にすることに議員がどうやって介入でくっつとですか。

これ書きちゃうじゃねえか。書いたとそのまま読んどつとやがね。審査じゃろ、こりゃ。審査して議決するこたできるけんどんよ。

介入して便宜を図れば談合のなんのつていうのは、議会の議決に介入された記憶はありますけど、山本公民館長から。こうこうこういうわけだから賛成してくれと。断りましたけどね僕は。

便宜を図って何か利益供与を得た人がおつとやろか。そういうのにも問題になるけど。公民館長は報酬が50万上がったから便宜を図った効果があったじゃろうけどね。

俺が賛成せんかったから駄目じゃったかもしれんけど賛成した・・・

○議長（河野 浩一議員） 児玉議員質問をしてください。

○議員（児玉 助壽議員） 聞きよつとやがね。そんな事実があつて書いとつとねこれは。

○議員（内藤 逸子議員） 便宜を図った場合には談合となるのでできないではありませんかって書いてるだけで談合をしたとは書いておりません。

便宜を図ることもできないし、議員はですね。そういうことを書いてるんですが。

○議員（児玉 助壽議員） 談合したつちゅうのは書きちゃねえけんどんよ、いっつもこういう印象操作するようなビラをまいてよあんただ、中瀬くんだ税金を搾取したごつ住民が投書しちょっとやがよ。

こういうなんを出すとやったらよ、ちゃんとそういう裏付けを取って書いてくださいよ。何の裏付けもねえやないですか、こんなとやったら。

人事案件についてですけどよ、候補者ですね。新中学校建設に固執した考えだったので不同意としたちあるけどよ、当たり前じゃないですか。この人だ教育委員会の委員をしてよ、新中学校建設計画決定して議会が町が、教育委員会を尊重して、議会が提案したわけですから。そういう教育委員会の一員として、賛成し、固執すつとは当たり前じゃないですか。

副町長の件で、人事案件が慣例で質疑討論なしで起立採決となって、今回以外は事前に氏名、年齢、経歴などを詳しく説明があつたため、同意してきました。それはあんたたちであつたけど、私は前の河野副町長ですね。自分たちは彼の何が詳しく説明があつてんなくてん、使い物にならんと思つたから不同意としたわけですね。

その結果現れとるじゃないですか。裁判ざたを起こさせとるじゃないですか。

それでも我々が不同意にしたことは、正解であつたことであつて、同意したこと不正解になつたじゃないですか。

いろいろ年齢が経歴がなんや町長が出さんでんよ、事前に漏れ入ってくるとやかい誰それが県から出向してくるつちゅうこつじゃがよ。そういう悪いうわさがあつたらですよ、もう先に回ってきてよ、そういう人やったら出せませんわ、宮崎町長でも。そういうこつがね

えから何もせんで出ただけであって。

自分たちは町の全体のための利益になると思って同意したわけですけど、不同意になって、町は不利益こうむりかけとる事実は否定できないですがね。

やっぱこういう文章を書くとやったらよ、署名をして、やっぱり人から質問されたら、的確に具体的に答えるような文章を書かないかんじゃないとですか。

憶測で物を言っ、人を陥れるような、なんですか印象操作するような文章を書いたら、書かれた人は迷惑をこうむりますよ。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

○議員（乙津 弘子議員） はい2つ言います。

一つはTRCのことは前々回の報告会で賛成した人、図書館の指定管理者の問題は賛成した議員は全員発言してくださいっていうので私達は発言しました。非常に詳しく言いました。それでよくわかったということでした。あれは議会が終わってから言ったのであって、憶測で言ったんではありません。これが一つ。だから私はもう図書館の問題については、基本終わってると思います。

もう一つはこの文章は・・・

○議長（河野 浩一議員） 乙津議員、提出者に対して質疑ですから質疑だけをお願いします。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第2号川南町議会解散請求に関する弁明書について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子議員） 川南町議会解散請求に関する弁明書について反対討論の立場で討論いたします。

まず新中学校建設計画白紙についての弁明では、新中学校については、各地区座談会アンケート審議会などを通し、住民の意見を組み入れ、協議し、その都度議会で提案され、決定してきました。

しかし、令和4年町長選挙の対抗政策として、当時の政争の具にされ、怪文書と言われる文書を全世帯に配布し、根拠のない予算を打ち出し、様々な憶測で住民を翻弄された結果の選挙結果となりました。

東町長も新中学校廃止に対しての提案理由も民意によるものとし、具体的な方向性も示しませんでした。

また、唐瀬原中学校の立て看板設置について、議会で議論し、当時の副町長がボルトと

ナットで建てたことについて関わっていたことを発言され、住民はそれを聞き驚愕いたしました。

図書館指定管理の指定についての弁明についてです。

議会は執行部が提案した議案に決定したとありますが、令和6年3月一般質問で、当時の河野副町長はTRCに対し、失格に至る経緯を審査員全員の同意を得たという虚偽の文書を私の勇み足と答弁しております。過半数の議員がそれを容認し、川南フロンティアに決定した時点で、議会はその責任を放棄しています。現在裁判が行われている事実をしても、各種団体から出された百条委員会で、議会として調査をすることが当然であり、それが責任であったはずで

人事案件です。

副町長人事提案については、通常定例会の初日に提案することが通常であることは、議会としては考慮する時間を持たせていただきたいと考えておりました。

しかし、今回は町長が事前に数人の議員に説明しており、特に今回反対を表明した議員についてはその経緯を説明しております。中立的な立場の人事を持ってきても否決する姿勢は、単に町長選挙の結果に対する姿勢の表れだと考えます。議会報告会では、同僚議員が町長にお灸を据えるために否決した発言に、参加していた町民は驚きました。

また、反対を表明した方々に近い関係者が、8月町長選挙後に、全く誰を提案するかわからない時点で、予算は賛成するけど人事は全て反対すると発言したと聞きます。

結果、教育委員まで否決したことは、その発言を裏付けます。

副町長提案のタイミングは、ただ反対の理由をつけたにすぎないと考えます。

また、議会報告会での副町長反対の理由は、副町長の人間性ではなく、宮崎町長に対する不満の表れであったと記憶しております。

PLATZ（ぷらっつ）指定管理の指定について、9月に否決し、いたずらにPLATZ（ぷらっつ）関係者の不安を煽った責任は大きいと考えます。

以上、これらの弁明が議会として出されることに反対いたします。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（中村 昭人議員） 川南町議会解散請求に関する弁明書に反対の立場として、討論を始めます。

議会の使命は、川南町の具体的な政策を最終的に決定することであり、第二に議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法適正にしかも公平効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することです。これは先ほども述べたとおりです。

今回の議会解散請求は、町議会がこの果たすべき使命を放棄し、様々なことを、民意を

盾に、数の力で押し切ってきたことに対し、皮肉にも、議会が全体として民意に反するようになったとして、町民が議会の解散を請求する権利を行使したものです。

それに対するこの弁明書の内容、当事者である子ども、保護者の思いを一切酌み取らず、民意を盾に、数の力で白紙撤回に追い込んだ新中学校建設計画。執行部の判断が正当な理由、手続によってなされたものか調査するべきであったにも関わらず、2回も百条委員会の設置を拒み、議会の調査権限を自ら放棄した図書館指定管理者の選定手続。過去にも同じ状況があったにもかかわらず、事前に説明がなかった、能力や人間性を十分に審議する時間がなかったなど、自身の責任を棚に上げ、自身の正当性を主張する副町長人事。

能力や人間性を十分に審議した前の副町長が、そして町長が行った一連の指定手続が原因で裁判になっていることは、何とも皮肉なことです。

このような弁明書は私は到底受け入れることはできません。

よって、川南町議会解散請求に関する弁明書に反対として、討論を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対する発言を許します。

○議員（小嶋 貴子議員） 小嶋貴子です。

同僚議員と同じ内容になるかと思いますが、解散請求に伴う弁明書に対して反対の立場で討論します。

弁明書では、審議は十分に行われてきたとしています。

しかし、新中学校建設計画の白紙撤回についても十分審議することはありませんでした。図書館指定管理者の指定についても弁明書では、執行部がTRCを失格したことについて、議員は介入することができないと言っていますが、議案として出され、決定したのは議会であり、議員です。

児玉議員はかつて議会で言いました。こんなことしてると訴えられるぞ。それに対して当時の副町長は、それは想定ですから、想定にはお答えできませんと、答えています。既にその時点で訴えられるかもしれないと考えられる納得のできない点がありました。

弁明書には裁判にて真実が明らかになると考えており、主要5団体から出された百条委員会設置の要望には答えられないと書いてありますが、既に議員発議で百条委員会が申請されていますが、これを否決しています。議論する気が全くなかった証拠ではないでしょうか。さらに、弁明書に、図書館流通センターの失格問題は執行部の判断であって、間違った判断であったとは言えず、議員の責任を問われるものではない、とありますが、決定したのは議会です。

議員に責任がないとは何事ですかと言いたい気持ちです。無責任としか言いようがない。大いに責任を感じるべきだと思います。

弁明書には、副町長人事案について、事前に氏名年齢、経歴など全く説明がなく判断で

きなかったとありますが、始めから賛成する気はなかったとしか私には思えません。

よって、この議会としての弁明書には強く反対します。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第2号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成、反対 同数 ）

以上のとおり採決の結果、賛成反対が同数です。

どうぞ座ってください。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

発議第2号川南町議会解散請求に関する弁明書については、議長は可決と裁決します。

日程第11「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第12「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって閉会中における議会広報編集特別委員の諸活動を認めることに決定しました。

日程第13「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和7年第1回川南町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午後1時59分閉会
